

議員提出議案第四号

文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区議会議員



石沢 のりゆき

金子 てるよし

板倉 美千代

関川 けさ子

文京区議会議長 殿

文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、後期高齢者に係る医療費の一部を助成することにより、高齢者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成を受ける者)

第二条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 文京区(以下「区」という。)の区域内に住所を有する七十五歳以上の者及び厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた六十五歳以上七十五歳未満の者

二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)による被保険者である者

三 住民税非課税世帯の者

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者は対象としない。

(申請)

第三条 この条例による医療費の助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、助成資格の認定を受けなければならない。

(助成の範囲)

第四条 区長は、前条の認定を受けた者(以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について、法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、被保険者が負担すべき額(法第七十四条に規定する入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額相当額及び法第七十五条に規定する入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額相当額を除く。)を助成する。

(助成の方法)

第五条 医療費の助成は、対象者の請求に基づき区が支払うことによつて行う。

(届出義務)

第六条 対象者は、第三条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならぬ。

2 対象者は、毎年、規則で定めるところにより、前年の所得の状況を区長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第七条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成額の返還)

第八条 区長は、偽りその他不正の行為により、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説 明)

後期高齢者の医療費の負担軽減を図るため、条例を制定する必要があるので、本案を提出いたします。